

食 品 衛 生 情 報

令和3年10月27日号

大津市保健所

令和3年6月1日に制度スタート！

「営業届出」を行っていますか？

令和3年6月1日の時点で届出営業*をしていた場合は
令和3年11月30日までに届け出てください。

※「許可営業」及び「届出対象外営業」に該当しない営業

既に大津市食品衛生法施行細則に基づき、
業務開始報告書を提出している場合も、改正後の食品
衛生法に基づき届出が必要です。

- 許可業者が届出営業を営む場合にも、営業届出が必要です。
- 営業届出は、次の方法で行うことができます。
 - ・厚生労働省の「食品衛生申請等システム」にてオンライン上で提出する。
 - ・管轄保健所に届出書を提出する。

「食品衛生申請等システム」について

詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoushokuhi/kigu/index_00012.html

<お問い合わせ先>

大津市保健所 衛生課 食品指導係

電話:077-522-8427 FAX:077-522-7373

e-mail:otsu1441@city.otsu.lg.jp